


美深町新型インフルエンザ等 対策業務継続計画



美 深 町
令和2年4月

目次

I. はじめに	1
1 業務継続計画の目的.....	1
2 対象とする疾患.....	1
3 被害想定.....	1
II. 実施体制	3
1 業務継続計画の発動指示・決定.....	3
2 新型インフルエンザ等対策会議の開催（緊急事態宣言発令前）.....	3
III. 業務継続計画の考え方.....	4
1 業務継続計画の基本的な考え方.....	4
2 町内発生時における優先順位の考え方.....	5
IV. 発生時の業務継続性の確保	7
1 基本的考え方.....	7
2 体制の整備.....	7
V. 感染対策の徹底	9
1 環境の整備.....	9
2 職員等の健康確認.....	9
3 感染者等への対応.....	9
VI. 各部署の業務継続計画	11

I. はじめに

1 業務継続計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症のうち、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい感染症が発生する可能性もある。

美深町は、「美深町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成29年7月策定）」（以下「町行動計画」という。）において、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること、住民の生活及び経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的とした対策を策定した。

美深町の各部局は、新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を発令した場合において、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、住民生活への影響を最小限に抑えるため通常業務を継続する必要がある、関係機関や住民への情報提供、支援を適切に行うことが求められる。

この業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に各部局がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される状況や庁内体制を整理し示したものである。

2 対象とする疾患

町行動計画の対象としている次の新型インフルエンザ等を対象とする。

- (1) 感染の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成26年法律第115号・以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

※「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、法施行日（令和2年3月14日）から政令で定められた令和3年1月31日まで、「新型コロナウイルス感染症」を新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして同法及び同法に基づく命令の規定を適用することされている。

3 被害想定

- (1) 新型インフルエンザ等発生時の美深町内被害想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザ等ウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、完全に予測することは困難である。

したがって、本計画における被害想定については、国や北海道の被害想定の方針に準拠し、次のとおり推計した。

表1 新型インフルエンザ等患者数の推計 (人)

	国	北海道	美深町
H27 国勢調査	127,094,745 人	5,381,733 人	(R2. 4. 1 現在住基人口) 4,165 人
感染者数 (人口の 25%)	32,000,000 人	1,350,000 人	1,042 人
最大受診者数 (CDCFluAid 使用)	25,000,000 人	1,054,000 人	814 人
最大入院患者数 (CDCFluAid 使用)	530,000 人	22,000 人	18 人
死亡者数(中等度) (感染者の 0.53%)	170,000 人	7,200 人	6 人
死亡者数(重度) (感染者の 2%)	640,000 人	27,000 人	20 人

※美深町新型インフルエンザ等対策行動計画による想定数

*国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値。

*感染者数は、第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の 25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国 CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

*入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限を基に推計。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の美深町職員被害想定

感染被害に関する国の想定数値、つまり「感染・発症者数についてはり患率 25%、欠勤者数については欠勤率 40%、死亡者数については感染・発症者数のうち死亡率 2%」を本町職員に当てはめると、次のような数値となる。

- ・発症率 人口の 25%
- ・勤務不能職員数 40%
- ・勤務不能日数 10 日程度
- ・流行の波 8 週間

表2 美深町職員被害想定

	人数	感染・ 発症者数	欠勤者数	死亡者数 (感染者の 2%)	摘要
美深町職員 (特別職、消防職員 を除いた職員)	115 人	28 人	46 人	2 人	令和 2 年 4 月 1 日現在

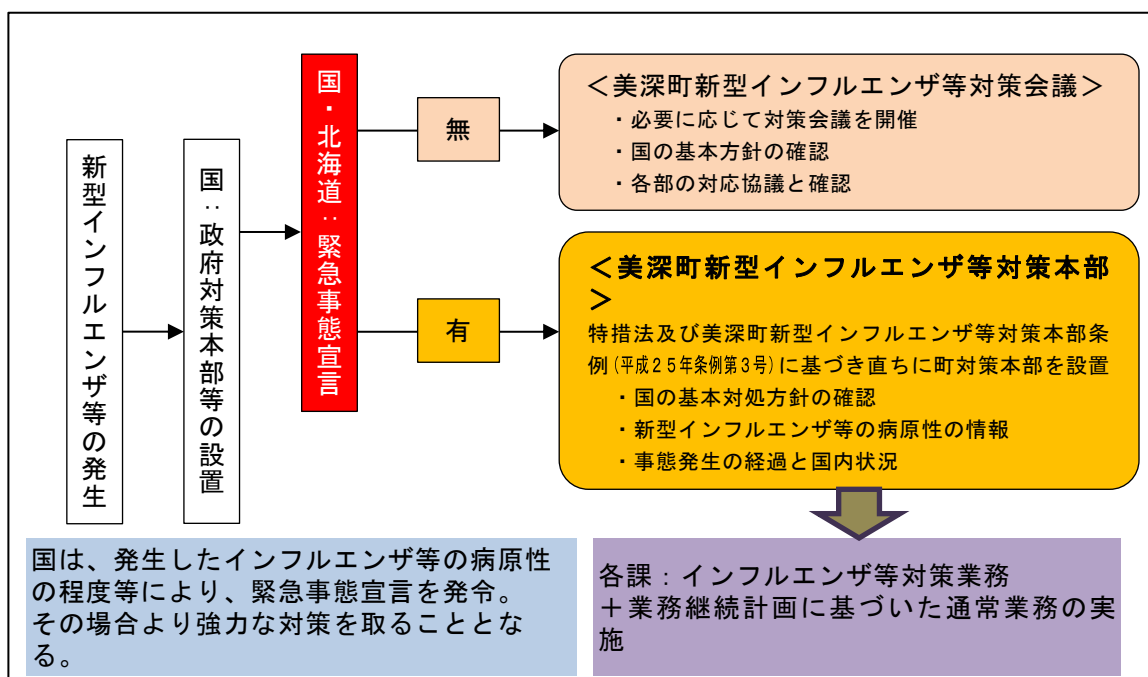
II. 実施体制

1 業務継続計画の発動指示・決定

新型インフルエンザ等が国内外問わず発生した際、国は発生したウイルス等の病原性の強さや感染力の高さにより基本的対処方針を定める。

国又は北海道が緊急事態宣言を発令する場合は、より強力な措置を講じる必要があり、町においてもその基本的対処方針に従い、業務継続計画の発動指示、状況に応じた対応を決定するため以下のとおり体制を整備する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の体制



2 新型インフルエンザ等対策会議の開催（緊急事態宣言発令前）

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合でも、国の緊急事態宣言がないときは、各発生段階において必要に応じて庁内連絡会議を開催する。

(1) 構成

- ・議長：町長
- ・副議長：副町長、教育長
- ・本部員：課長相当職
- ・事務局：総務課

(2) 会議協議事項

- ・発生した新型インフルエンザ等ウイルスの病原性等に係る情報の共有
- ・各省庁等から情報収集された内容について各部から報告
- ・国の基本的対処方針の確認とそれに基づく各部の対応についての決定
- ・その他必要な事項

III. 業務継続計画の考え方

新型インフルエンザ等発生時においては、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤ができなくなる可能性もある。

さらに新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性もある。

このような状況下において、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底し、不要不急の業務を休止・中断することにより業務の絞込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

一方で、現時点では、ウイルスの特徴や被害の正確な予測は困難で、被害想定を超える事態や下回る事態もありえることを念頭において対策を行うことも必要である。

また、業務の縮小・継続等の変更は、住民や事業者、特に要支援者等との関係に大きく影響する可能性があるため、各所管部局より事前に周知を行い、理解を求めることが必要である。

1 業務継続計画の基本的な考え方

町は、住民生活や住民経済等に及ぼす影響が最小になるように、町行動計画で取り組むこととされている業務で、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、また業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施する。

また、最低限、住民生活の維持等に必要な業務であって、道内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）は従事する職員の感染防止対策等に万全を期した上で継続し実施する。

なお、感染拡大の状況によっては、強化・拡充業務が予想を超え、人員体制が不足し、抜本的に増員しなければならない状況も考えられるため、業務の縮小・中断（以下「縮小・中断業務」という。）を行わなければ人員を確保できないこともあることに留意が必要である。

また、状況に応じて発生時には法令の改正等の可能性もあることから、法に基づく各課の業務内容や優先度区分については今後国の動向に応じて修正していく。

なお、発生時の一般継続業務に位置づけられないとしても、平時における業務の重要性が否定されるものではないという理解も必要である。

以上により、新型インフルエンザ等発生時における町としての業務継続を図るため、町は以下の考え方に基づいて必要な措置を講じ、対応する。

(1) 業務の休止・変更等

住民生活に最低限必要な行政サービスを提供しつつ、新たに必要となる新型インフルエンザ対応業務に万全を期するため、休止等による影響を考慮した上で通常業務を可能な限り縮小・休止し、人員等を強化・拡充業務と一般継続業務に集中させる。

また、継続する業務についても、感染防止対策の観点から、業務の実施方法や従事する職員の勤務形態等を適宜見直す。

感染拡大状況により、町内被害状況が悪化することが懸念される場合は、強化・拡充業務に人的資源を優先する。

国の推計では、感染期のピークをおよそ2週間としているため、ライフラインを維持する最低限の一般継続業務と強化拡充業務を実施していくことになる。

以上により表3に業務継続の基本方針をまとめる。

表3 業務継続の基本方針

<ul style="list-style-type: none">□ 発生時に継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を強化・拡充業務及び継続業務に投入する。□ 発生時継続業務について、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫する。□ 感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。□ 強化・拡充業務については、他業務より優先的に実施する。□ 町内の感染拡大状況によっては、一般継続業務についても見直し、ライフラインを維持する最低限の業務を実施する。

(2) 感染防止対策の実施

職場内における感染予防・まん延防止対策として、庁舎等への入庁制限、マスク等の着用、職員の健康状態の確認等を実施する。

また、職員は、職員自身が感染源とならないよう新型インフルエンザ等に関する認識を深めるとともに日常生活における行動に留意する。

新型インフルエンザ様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。

患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3の規定による外出自粛要請をされた職員に対しては特別休暇の取得と外出自粛の徹底を要請する。

2 町内発生時における優先順位の考え方

町内において新型インフルエンザ等が発生した場合の各部署の対応について、基本的な考え方に基つき次の5つに分類する。

(1) 業務の優先度区分

S 強化・拡充業務

町行動計画で取り組むとされている業務で、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、業務量が増加するもののほか、新型インフルエンザ等発生時の町内の住民生活や経済の混乱防止、関係機関や事業者との連携、支援などの業務が該当する。

A 一般継続業務

住民の生命・財産、生活に著しい影響があるため休止できない業務及び町の意思

決定や重要業務の継続に必要な内部管理業務については、感染予防対策を講じつつ、業務を縮小して継続する。

B 縮小する業務

流行中も業務を休止できないが、A（一般継続業務）に該当せず、通常の業務内容を縮小する業務。

C 中断する業務

流行の終息後（8週間）に先送りすることが可能な業務及び感染拡大防止等の観点から積極的に休止することが望ましい業務については、感染拡大の恐れがなくなるまで一時的に中断する。

D 使用中止施設

多くの人が集まる施設等において使用の場の提供を続けると利用者の中で感染が拡大する危険性が高いため、町が管理する公共施設の使用は感染拡大の恐れがなくなるまで一時的に休止する。

また、既に使用を許可している場合は許可を取り消す。

(2) 業務の優先度等の判断の視点

ア 休止等による社会的影響の有無

- ① 住民の生命・安全の保持に支障があるか。
- ② 住民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ③ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

イ 町の他の業務への影響の有無

休止・中断により、町の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか。

ウ 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

※国は新型インフルエンザ等の発生時に法令の改正等の可能性について言及している。各種窓口業務や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として継続する。

エ 通常の業務実施体制の継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※ライフラインの維持、各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、各種窓口業務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務かどうか。

オ その他

- ① 流行期間（2か月程度）業務を休止しても、その後の対応が可能か。
- ② 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

IV. 発生時の業務継続性の確保

1 基本的考え方

新型インフルエンザ等発生時に業務を確実に実施するため、各課は必要な人員等の確保について検討するなど、業務継続に必要な体制を整備する。

また、職場内での感染防止対策など、業務継続に必要な環境を整備する。

2 体制の整備

(1) 体制の立案

ア 必要人員等の把握

一般継続業務の継続や、新型インフルエンザ等対策業務の実施に必要な人員や職種等を把握する。

イ 応援体制の検討

上記アの検討の結果、各課等で必要人員が確保できないと予想される場合は、所属課内の他グループによる応援体制をとる。課内で調整できない場合は、総務課と事前協議をし、予め他のグループとの調整を済ませておく。特に特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務に留意する。

(2) 業務継続性の確保に向けた取組

ア 業務の代替制の確保

一般継続業務の担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化や業務継続計画の整備、代替要員への引継等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備する。

イ 受託業者の業務継続体制の確認

一般継続業務の実施を業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時にいても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。

継続できない場合はその対応策を、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合の対応策も合わせて検討する。

ウ 感染リスクの低減について

発生段階に応じて職員の通勤や出勤についても時差出勤、在宅勤務等の方法等を検討する。

(3) 業務の実施方法の変更

継続する業務についても、感染予防・まん延防止対策の観点から、業務の実施方法や取扱いの変更等を検討する。

(4) 物資サービスの確保

各部局が業務の継続を行うために、庁舎の管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、発生時でも継続して確保することが必要であり、必

要な物資については計画的に備蓄を進める。

(5) 情報システムの維持

新型インフルエンザ等に関しては、海外からの情報収集、住民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要である。新型インフルエンザ等の被害は人的なものが主であるが、感染拡大により、情報システム関連の委託事業者、メンテナンスサービスなどの不足等も想定し、準備が必要である。

また、住民の不安の高まりによりアクセス数が増加した際のシステム障害等に備えて稼動可能性の有無やバックアップ等検討が必要である。



V. 感染対策の徹底

1 環境の整備

(1) 各課等の取組

所属長は、執務室の十分な換気などの感染防止対策を実施する。

(2) 職員個人の取組

個々の職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、新型インフルエンザ等に対する正しい理解に努め、日頃から感染防止対策等に留意する。

(3) 職員に対する情報提供

総務課は職員に対し、新型インフルエンザ対策に関する情報提供や知識の啓発を行う。

(4) 施設管理

施設管理者は、施設内での感染拡大・まん延防止を図るため、施設への入庁制限や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。

(5) 特定接種

特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいう。

同条第2号に規定する「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員」に該当する職員は、接種の対象となりうるが、その接種枠・対象・接種順は国の基本的方針により決定される。

ワクチンの効果については、不明であり、副反応のおそれもあること、国の方針により接種が行なわれない場合もあるが、総務課は、未発生期から、特定接種の対象となりうる職員に対し、説明と同意を得ておく。

2 職員等の健康確認

発生段階に応じて、職員は登庁前に、本人及び同居している家族等の健康状態を確認（登庁前の体温測定、咳・全身倦怠感等の症状の有無等）し、所属長に報告する。

所属長は職員等の健康状態を取りまとめ、総務課に報告する。

3 感染者等への対応

(1) 職員の休暇

ア 本人が罹患（疑われる場合含む）した場合

病気休暇（職員の勤務時間及び休日休暇並に休職に関する規則（以下「休暇等規則」という。）第11条）として取得させること

イ 家族が罹患（疑われる場合含む）した場合

特別休暇（休暇等規則第 12 条第 2 項 風水震火災その他の非常災害により交通し
や断による勤務が不可能となった場合）として取得させること

ウ 学校・保育施設の臨時休業により子の看護が必要な場合

特別休暇（休暇等規則第 12 条第 2 項 風水震火災その他の非常災害により交通し
や断による勤務が不可能となった場合）として取得させること

エ 検疫法第 3 4 条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号
第 3 条において準用する検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規
定する停留の対象となった場合

特別休暇（休暇等規則第 12 条第 2 項 風水震火災その他の非常災害により交通し
や断による勤務が不可能となった場合）として取得させること

（2） 会計年度任用職員の休暇

ア 本人が罹患（疑われる場合含む）した場合

特別有給休暇（美深町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「会
計年度職員休暇等規則」という。）別表第 3 第 11 号）として取得させること

イ 家族が罹患（疑われる場合含む）した場合

特別有給休暇（会計年度職員休暇等規則別表第 3 第 11 号）として取得させること

ウ 学校・保育施設の臨時休業により子の看護が必要な場合

特別有給休暇（美深町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「会
計年度職員休暇等規則」という。）別表第 3 第 11 号）として取得させること

エ 検疫法第 3 4 条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）
第 3 条において準用する検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規
定する停留の対象となった場合

特別有給休暇（規則第 10 条第 4 項第 2 号 その都度必要と認める期間）として取
得させること

（3） 濃厚接触者とされた場合の出勤停止等

所属長が濃厚接触者とされた職員又は濃厚接触者とされた者と同居する職員に対し
自宅待機を要請し、当該職員が出勤を自粛する場合は、令和 2 年 2 月 2 6 日北海道人
事委員会事務局長通知「職務に専念する義務を免除すること及び給与を減額しないこ
とについて（通知）」に準じ、職務専念義務免除（※発熱等の風邪症状が見られる場合
は特別休暇）として取り扱うこと

VI. 各部署の業務継続計画

課名・機関名等	総務課	グループ名等	総務グループ
---------	-----	--------	--------

S 強化・拡充業務			
1 職員の動員、他課、グループ等の応援に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 国・道との連携及び調整に関する事 4 感染対策関係予算に関する事 5 物資と資材の備蓄に関する事 6 車両の確保及び配車に関する事 7 職場内の感染予防対策に係わる事 8 職員の感染状況の把握に関する事 9 職員の予防接種計画の策定と接種の実施に関する事（特定接種） 10 その他：新型インフルエンザ等発生時に必要な総合的な対策に関する事			
A 一般継続業務			
次の業務のうちB及びCに分類される業務を除く 1 条例、規則等の制定、改廃、告示に関する事 2 各種指令に関する事 3 名誉町民に関する事（審議会、贈呈式に関する事を除く） 4 叙勲、褒賞及び表彰に関する事（町の表彰に関する事を除く） 5 寄附採納に関する事（まちづくり応援寄付金に関するものを除く） 6 地縁団体に関する事 7 公印の保管に関する事 8 審査請求 及び訴訟に関する事 9 町議会、選挙管理委員会及び監査委員に関する事 10 教育委員会に関する事 11 町長の秘書及び動向に関する事 12 字名改正に関する事 13 災害見舞及び災害補償に関する事 14 国民保護に関する事 15 防災に関する事（避難訓練、防災研修、自主防災組織育成等非常時対策以外の業務を除く） 16 職員の任用、身分及び服務に関する事 17 職員の給与に関する事 18 管内公平委員会に関する事 19 文書の收受、発送及び保管に関する事（自治会発送文書を除く） 20 電子計算機器の管理及び運営に関する事 21 地域情報通信事業に関する事 22 情報の公開及び管理に関する事（事務報告書の調製を除く） 23 個人情報保護に関する事 24 地方交付税に関する事 25 地方債に関する事 26 備荒資金組合に関する事 27 地方譲与税に関する事 28 自動車取得税に関する事 29 各種基金に関する事			

30 収入、支出命令に関すること
B 縮小する業務
1 自治会発送文書（郵便に変更） 上記のほか業務全般にわたって、可能な限り窓口対応を避け、電話、ファックス、電子メール等を利用した対応に切り替える。 2 町有財産の維持管理及び賃借に関すること（郵送等による取り扱い） 3 指名願いに関すること（郵送等による取り扱い） 4 地籍調査事務に関すること（地籍成果等の交付事務は、郵送等による取り扱い） 5 庁中取締及び庁舎管理に関すること（必要最低限の維持管理） 6 事務用機器の維持管理に関すること（用紙調達等必要最低限の維持管理） 7 乗用車両の維持管理に関すること（運行許可等必要最低限の維持管理） 8 その他財務に関すること
C 中断する業務
1 美深町名誉町民審議会、贈呈式（開催時期の変更） 2 美深町表彰審査委員会、表彰式（開催時期の変更） 3 美深町特別職報酬等審議会（開催時期の変更） 4 避難訓練、防災研修、自主防災組織育成等非常時対策以外の業務に関すること（開催時期の変更） 5 自衛官募集に関すること（広報活動等の変更） 6 簡易郵便局に関すること（営業時間、営業日の変更） 7 職員の研修に関すること（参加取りやめ、開催時期の変更） 8 職員の公務災害補償等に関すること（手続期間の延長対応等） 9 職員団体に関すること（手続期間の延長対応等） 10 職員の福利厚生に関すること（健康診断実施時期、衛生委員会開催時期等の変更） 11 文書の保管に関すること（保管手続期間の変更） 12 インターネットによる情報提供に関すること（提供情報の絞込み、更新休止） 13 事務報告書の調整（調製期限の延長） 14 町有財産の取得、処分に関すること 15 建設工事及び建設委託業務の入札及び契約に関すること（すでに、通知済みの入札については実施し、以降は事業ごとに検討する。） 16 物品の調達に関すること 17 その他町有財産管理に関すること 18 予算に関すること 19 決算に関すること 20 財政事情の公表に関すること
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	総務課	グループ名等	企画グループ
---------	-----	--------	--------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関すること 2 情報の伝達に係る広報活動に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 コミュニティ施設の管理に関すること 5 自治会を通じた町民への広報や自治会との連携・連絡に関すること

6	町内の新型インフルエンザ等による発生状況に関する記録に関すること
7	事業者に対する事業活動自粛要請（特措法の基づく）等情報提供に関すること
8	町内の生活関連物資の安定対策に係わる協力要請に関すること
9	企業・事業者における新型インフルエンザ対策の把握と連携に関すること
10	観光客への情報提供に関すること
11	イベントの開催の自粛協力要請に関すること
A 一般継続業務	
1	町政の企画、調査、研究に関すること
2	総合計画の策定、進行管理に関すること
3	国及び道行政機関等への要望連絡調整に関すること
4	地域振興に関すること
5	活性化事業に関すること
6	自治会活動に関すること
7	統計調査に関すること
8	広報に関すること
9	広聴活動に関すること
10	商工金融に関すること
11	チョウザメ振興に関すること
B 縮小する業務	
1	過疎振興計画に関すること
2	辺地総合整備計画に関すること
3	町政の企画、調査、研究に関すること
4	広域圏に関すること
5	政策の調整に関すること
6	土地利用基本計画に関すること
7	コミセンに関すること
8	森林公園びふかアイランドに関すること
9	第3セクターに関すること
10	まちづくり応援寄付金に関すること
C 中断する業務	
1	企業誘致に関すること
2	ふるさと会に関すること
3	定住対策に関すること
4	姉妹町及び自治体交流に関すること
5	国際交流に関すること
6	町統計に関すること
7	町勢要覧発行に関すること
9	町史及び町政資料収集に関すること
10	行政相談員に関すること
11	山村振興計画に関すること
12	豪雪地帯振興に関すること
13	その他企画に関すること
14	市町村合併に関すること
15	行政改革推進に関すること
16	行政評価に関すること
17	新たに生じた土地に関すること
18	権限委譲事務の総括に関すること
19	周年事業に関すること

20	商工業振興に関すること
21	商工団体に関すること
22	労働行政に関すること
23	労働調査に関すること
24	観光振興に関すること
25	観光団体に関すること
26	鉱業法（昭和25年法律第289号）、計量器に関すること
D 使用中止施設	
なし	

課名・機関名等	住民生活課	グループ名等	生活環境グループ
---------	-------	--------	----------

S 強化・拡充業務	
1	他課、グループ等の応援に関すること
2	遺体の収容に関すること
3	埋火葬に関すること
4	感染期における環境対策に関すること
5	廃棄物の処理に関すること
6	野鳥における鳥インフルエンザの監視等と住民への情報提供に関すること
A 一般継続業務	
1	各課との連絡調整《総合窓口業務》
2	戸籍及び住民基本台帳に関すること。（窓口及び関連事務処理）
3	印鑑登録事務に関すること。（窓口及び関連事務処理）
4	外国人登録に関すること。（窓口及び関連事務処理）
5	諸証明に関すること。（窓口及び関連事務処理）
6	埋火葬の許可に関すること。
7	国民健康保険被保険者資格の取得、喪失に関すること。
8	身上調査及び民刑事処分に関すること。
9	自動車臨時運行に関すること。
10	人口動態に関すること。
11	出産育児一時金、葬祭費に関すること。
12	国民年金に関すること。（請求手続き関係）
13	国民健康保険事業に関すること。
14	後期高齢者医療に関すること。
15	重度心身障害者医療費の助成に関すること。
16	乳幼児等医療費の助成に関すること。
17	ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
18	生活相談に関すること。
19	廃棄物の処理及び再利用に関すること。
20	墓地、火葬場に関すること。（びふか葬苑管理・運営）
21	狂犬病予防及び野犬掃とうに関すること。
22	鳥獣の保護並びに狩猟に関すること。
23	そ族昆虫に関すること。
24	一般旅券の受給申請受理・交付に関すること。
25	恩根内出張所に関すること。
B 縮小する業務	

<ul style="list-style-type: none"> 1 食品衛生に関すること。 2 交通安全運動、防犯に関すること。 3 消費生活に関すること。 4 犯罪被害者等の支援に関すること。 5 自然環境保全に関すること。 6 恩根内センタープラザの管理運営に関すること。
C 中断する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 国民年金関係（相談業務など、請求手続きを除く業務） 2 人権擁護に関すること 3 軍人恩給に関すること 4 公害に関すること 5 公衆浴場に関すること 6 浄化槽に関すること 7 地方バス路線及び交通ターミナルに関すること。 8 街灯に関すること 9 テレビ難視聴解消に関すること 10 その他環境衛生に関すること
D 使用中止施設
<ul style="list-style-type: none"> 1 恩根内センタープラザ（診療を受けるため恩根内センタープラザを利用する場合を除く）

課名・機関名等	住民生活課	グループ名等	税務グループ
---------	-------	--------	--------

S 強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 他課、グループ等の応援に関すること
A 一般継続業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 町税の賦課、調定及び減免に関すること。 2 国民健康保険税の賦課、調定及び減免に関すること。 3 その他税務一般に関すること。（特に、税に関する諸証明及び納付書の発行） 4 町税及びそれにかかる税外諸収入の徴収に関すること。 5 町税及びそれにかかる税外諸収入の滞納処分に関すること。 6 税外収入未納金の徴収に関すること。
B 縮小する業務
なし
C 中断する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 町税の課税台帳の調製保管に関すること。 2 固定資産の評価に関すること。 3 固定資産評価審査委員会に関すること。 4 町税の検査及び反則取締に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 6 特別土地保有税に関すること。 7 納税貯蓄組合及び納税推進に関すること。

8 その他徴収入に関する事。
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	保健福祉課	グループ名等	保健福祉グループ
---------	-------	--------	----------

S 強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 対策本部事務局に関する事 2 新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集に関する事 3 住民の相談窓口に関する事 4 住民への情報提供（啓発・感染予防）に関する事 5 国・道・医師会との連携及び調整に関する事 6 感染防御のための資器材・消毒剤の備蓄、調達等に関する事 7 町民の予防接種に関する事 8 他課、グループ等の応援に関する事 9 要援護者の支援に関する事 10 障害者への情報提供及び支援に関する事 11 要援護対象の障害者の感染状況の把握と情報提供及び支援に関する事 12 在宅要援護者及び高齢者の感染状況の把握及び支援に関する事 13 介護事業者への情報提供に関する事（啓発・感染予防等） 14 介護事業者ならびに利用者に関するまん延防止対策に関する事 15 介護事業者ならびに利用者の感染状況の把握に関する事 16 要援護対象の被保護受給者の感染状況の把握と支援に関する事 17 保護を要する子どもの対策に関する事
A 一般継続業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症予防に関する事。 2 町立診療所に関する事。 3 児童福祉に関する事。（緊急的な虐待対応など） 4 障害者福祉に関する事。（障害福祉サービスの給付事務） 5 老人福祉に関する事。（緊急的な福祉サービスや虐待対応など） 6 災害弔慰金に関する事。 7 行旅死病人等に関する事。 8 第1号被保険者保険料に関する事。 9 被保険者資格受給者管理等に関する事。 10 要介護認定・要支援認定に関する事。 11 居宅介護支援に関する事。 12 地域包括支援センターに関する事。 13 精神保健に関する事。（精神関係住民の発見時の対応）
B 縮小する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 生活習慣病予防に関する事。 2 地域医療に関する事。 3 母子保健に関する事。 4 保健事業に関する事。 5 栄養相談及び指導に関する事。

6 保健センターの管理運営に関すること。 7 国保被保険者に対する特定健診及び特定保健指導の実施に関すること。 8 その他保健衛生に関すること。 9 生活保護に関すること。(福祉事務所との連絡調整) 10 民生委員・児童委員に関すること。(高齢者等への訪問等の連絡調整) 11 介護保険事業計画に関すること。 12 介護保険運営協議会に関すること。(急を要する場合は、電話・メールによる対応) 13 その他福祉に関すること。 14 その他介護保険に関すること。
C 中断する業務
1 精神保健に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 2 児童福祉に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 3 障害者福祉に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 4 老人福祉に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 5 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 6 生活保護に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 7 民生委員・児童委員に関すること。(A又はBに分類される業務以外のもの) 8 児童遊園地に関すること。 9 福祉施設の整備管理運営に関すること。 10 社会福祉法人等の育成、指導に関すること。 11 戦没者遺族援護に関すること。 12 日本赤十字社に関すること。
D 使用中止施設
1 ほっとプラザ☆スマイル(公衆浴場を除く) 2 保健センター(保健相談・指導業務・施設開放事業)

課名・機関名等	農務課	グループ名等	農業グループ
---------	-----	--------	--------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関すること 2 家きんにおける鳥インフルエンザの監視等に関すること 3 家きん飼育農場への鳥インフルエンザ等の情報提供(啓発・感染予防)に関すること
A 一般継続業務
1 農業金融制度資金に関すること 2 農業振興地域整備計画及び農地に関すること。 3 農業経営基盤強化促進対策に関すること。 4 地域担い手育成総合支援協議会に関すること。 5 農作物の作況に関すること。 6 病虫害の防除対策に関すること。 7 家畜の防疫並びに環境衛生に関すること。 8 農業振興センター管理運営に関すること。 9 農業災害に関すること。
B 縮小する業務

1 牛馬健康手帳に関する事。 2 農業情報収集・提供に関する事。 3 農業技術の試験・研究及び土壌診断に関する事。
C 中断する業務
1 農業振興計画に関する事。 2 中山間地域活性化対策に関する事。 3 農業経営の近代化及び農村環境対策に関する事。 4 新規就農及び担い手育成、労働者確保に関する事。 5 クリーン農業の推進及び地力増強対策に関する事。 6 農業機械、農作業事故に関する事。 7 農業委員会に関する事。 8 地域営農集団等に関する事。 9 各種農業情報に関する事。 10 その他農政一般に関する事。 11 水稲、畑作及び野菜振興に関する事。 12 農畜産物販路拡大、地産地消に関する事。 13 生産総合対策事業に関する事。 14 山村振興等農林漁業特別対策事業に関する事。 15 農業構造改善事業に関する事。 16 農作物生産の技術対策に関する事。 17 農産物の集荷、出荷及び消費流通に関する事。 18 その他農産に関する事。 19 畜産振興に関する事。 20 酪農、肉用牛生産近代化計画に関する事。 21 家畜の増殖改良及び飼養管理に関する事。 22 家畜の飼料生産対策に関する事。 23 家畜の排せつ物対策に関する事。 24 草地改良、造成及び牧野に関する事。 25 獣医師及び受精師に関する事。 26 その他畜産に関する事。 27 農業者の教育研修に関する事。 28 農畜産物等加工研究・技術開発に関する事。 29 農業研修生宿舎の維持管理に関する事。 30 その他、農業振興に関する事。 31 農用地区域内の開発行為に関する事。
D 使用中止施設
【農業振興センター】
1 必要最低限の業務を除き閉鎖する

課名・機関名等	建設水道課	グループ名等	建設林務グループ
---------	-------	--------	----------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
A 一般継続業務
1 道路・河川・橋りょう・排水路・農業農村整備・森林整備事業・公園・建築の工事、災害復旧工事、維持管理に関する事。

<ul style="list-style-type: none"> 2 建設機械・車両の整備、維持管理及び安全運転に関する事。 3 国及び道の道路・河川・橋りょう・排水路・農業農村整備・森林整備事業の連絡調整に関する事。
B 縮小する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 道路・河川・橋りょう・排水路・農業農村整備・森林整備事業・公園・建築の計画に関する事。 2 町道の除排雪事業に関する事。 3 除雪センターに関する事。 4 農業農村整備事業等分担金徴収事務に関する事。 5 農業農村整備事業関係機関の技術協力に関する事。 6 保安林及び治山に関する事。 7 林野火災予消防に関する事。 8 一般民有林に関する事。 9 建設業振興に関する事。 10 林産業振興に関する事。 11 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に関する事。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に関する事。 13 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に関する事。 14 都市計画区域に関する事。
C 中断する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 道路・河川・橋りょう・排水路・農業農村整備・森林整備事業・公園・建築の用地、補償に関する事。 2 克雪促進事業補助に関する事。 3 森林愛護並びに緑化推進に関する事。 4 道路・河川占用及び水利権に関する事。 5 町道及び普通河川の昇格に関する事。 6 町道認定及び廃止に関する事。 7 道路河川愛護事業に関する事。 8 道路台帳の管理に関する事。 9 その他道路・河川・橋りょう・排水路・農業農村整備・森林整備事業・公園・都市計画・建築に関する事。
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	建設水道課	グループ名等	水道住宅グループ
---------	-------	--------	----------

S 強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 他課、グループ等の応援に関する事 2 発生段階別における水道の安定供給に関する事
A 一般継続業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道事業施設の水質管理に関する事。 2 上下水道事業施設の工事に関する事。 3 水道事業使用料、手数料、調定及び徴収に関する事。 4 中央簡易水道事業会計に関する事。

5 北部簡易水道事業に関する事。
6 地域の水道施設に関する事。
7 公共下水道事業に関する事。
8 公営住宅等（特定公共賃貸住宅・町有住宅・独身寮）事業に関する事。
B 縮小する業務
1 上下水道事業施設の維持管理に関する事。
2 上下水道事業経営審議会に関する事。
3 個別排水処理施設整備事業に関する事。
4 給排水設備工事に関する事。
5 その他上下水道事業に関する事。
C 中断する業務
1 公営住宅等の維持管理に関する事。
2 その他公営住宅等に関する事。
D 使用中止施設
1 浄水管理センター（会議室利用、見学受け入れ等）

課名・機関名等	出納室	グループ名等
---------	-----	--------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
2 新型インフルエンザ等対策における会計に関する事
A 一般継続業務
1 現金の出納及び保管を行う事。
2 小切手を振り出す事。
3 現金及び財産の記録管理を行う事。
4 支出負担行為に関する確認を行う事。
B 縮小する業務
なし
C 中断する業務
なし
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	教育委員会	グループ名	教育グループ【学校教育担当】
---------	-------	-------	----------------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
2 学校施設における感染状況の把握に関する事
3 臨時休業措置に関する事
4 学校閉鎖中の教育体制と教育対策に関する事

5	予防接種の実施の協力に関すること
A 一般継続業務	
1	教育委員会の会議に関すること。
2	教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
3	事務局所管に係る職員の任免その他人事に関すること。
4	事務局職員及びその他職員の勤務並びに給与に関すること。
5	公印の管理に関すること。
6	公告及び令達に関すること。
7	文書の收受、発送及び保存に関すること。
8	就学援助に関すること。
9	育英資金に関すること。
10	公務災害に関すること。
11	事務局の庶務に関すること。
12	その他、他の担当に属さない事項に関すること。
13	学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
14	児童生徒の入学、転学及び退学並びに出席停止に関すること。
15	学級編制に関すること。
16	教科書その他教材の取り扱いに関すること。
17	幼児教育及び乳幼児保育に関すること。
18	特殊教育に関すること。
19	研究指定校に関すること。
20	学校の設置及び廃止に関すること。
21	教職員、保育士、児童、生徒及び幼児の保健衛生、安全並びに福利厚生に関すること。
22	教職員及び保育士の任免その他人事に関すること。
23	教職員及び保育士の服務及び研修に関すること。
24	その他学校教育及び幼児センターに関すること。
25	仁宇布山村留学ホスターホームの管理運営に関すること。
26	その他学校教育施設に関すること。
27	自動車運送事業の運営に関すること。
28	事務局所管の車両管理及び運行に関すること。
29	安全運転管理者、整備管理者の業務に関すること。
30	その他自動車運行に関すること。
B 縮小する業務	
1	諸儀式、褒章及び表彰に関すること。
2	陳情、請願に関すること。
3	学校教育に関する調査及び統計に関すること。
4	言語指導に関すること。
5	語学指導に関すること。
6	学校施設の管理及び整備計画に関すること。
7	教職員住宅に関すること。
8	教育財産の管理及び廃止に関すること。
9	学校利用許可に関すること。
C 中断する業務	
	なし
D 使用中止施設	
	なし

課名・機関名等	教育委員会	グループ名等	教育グループ【社会教育担当】
---------	-------	--------	----------------

S 強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 他課、グループ等の応援に関する事 2 施設内感染予防対策に関する事 3 施設の活動自粛要請（特措法）に係わる事 4 施設閉鎖中の管理体制に関する事
A 一般継続業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 文化会館の管理運営に関する事。 2 児童館の管理運営に関する事。 3 放課後児童対策に関する事。
B 縮小する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育委員に関する事。 2 公民館運営審議会に関する事。 3 幼児及び青少年教育並びに一般、女性、高齢者等の成人教育に関する事。 4 社会教育団体の育成指導に関する事。 5 情報教育に関する事。 6 青少年の指導及び保護育成に関する事。 7 青少年問題協議会に関する事。 8 ボランティア活動の推進に関する事。 9 その他生涯学習の推進に関する事。 10 その他公民館に関する事。 11 芸術文化の振興に関する事。 12 博物館に関する事。 13 文化財、郷土資料に関する事。 14 図書室に関する事。 15 読書の普及推進に関する事。
C 中断する業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 公民館講座の開設並びに講演会、討論会、展示会その他集会等の開催及び奨励に関する事。 2 文化会館事業の開催及び自主事業の奨励に関する事。 3 文化サークル、文化団体等の活動の促進に関する事。
D 使用中止施設
<ul style="list-style-type: none"> 1 文化会館COM100（貸館） 2 文化会館COM100図書室 3 文化会館COM100郷土資料室 4 児童館 5 伝承遊学館

課名・機関名等	教育委員会	グループ名等	教育グループ【体育振興担当】
---------	-------	--------	----------------

S 強化・拡充業務
<ul style="list-style-type: none"> 1 他課、グループ等の応援に関する事 2 施設内感染予防対策に関する事

3	施設の活動自粛要請（特措法）に係わること
4	施設閉鎖中の管理体制に関すること
A 一般継続業務	
1	町民体育館等の所管に属する体育施設、設備等の管理運営に関すること。
B 縮小する業務	
1	体育及びレクリエーション活動の普及促進に関すること。
2	体育団体の育成指導に関すること。
3	スポーツ推進委員に関すること。
4	その他体育振興に関すること。
5	その他教育施設等の管理運営に関すること。
6	美深スキー場の管理運営に関すること。
7	索道事業の運営に関すること。
C 中断する業務	
1	各種スポーツ教室の開設並びに大会、講習会、研修会等の開催及び奨励に関すること。
2	体育振興のための学校施設開放に関すること。
D 使用中止施設	
1	美深スキー場
2	指定管理施設 美深町民体育館 美深町営プール 美深町球場 美深町営テニスコート 美深町運動広場 美深町北町ゲートボール場 美深町ゴルフ練習場

課名・機関名等	教育委員会	グループ名等	幼児センター
---------	-------	--------	--------

S 強化・拡充業務	
1	他課、グループ等の応援に関すること
2	センター内感染予防対策に関すること
3	園児の感染状況の把握に関すること
4	保育所・幼稚園の感染拡大時の臨時休業措置に関すること
5	保育職員の体制の確保に関すること
A 一般継続業務	
1	認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園事業
2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育事業
3	支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業
B 縮小する業務	
なし	
C 中断する業務	

1 支援法第 59 条第 9 号に規定する地域子育て支援拠点事業
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	教育委員会	グループ名等	学校給食センター
----------------	--------------	---------------	-----------------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事 2 炊き出しに関する事
A 一般継続業務
1 学校給食センターの業務管理及び連絡調整に関する事 2 施設及び食品衛生管理に関する事 3 学校給食費に関する事
B 縮小する業務
なし
C 中断する業務
(職員が感染した場合や小中学校が臨時休業等に至った場合) 1 教育施策等の立案・推進に関する事 2 学校給食の献立の作成に関する事 3 学校給食用物資の購入及び検収並びに管理に関する事 4 学校給食の調理に関する事 5 学校給食の配送に関する事
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	農業委員会事務局	グループ名等
----------------	-----------------	---------------

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
A 一般継続業務
1 農地等の権利移動及び転用に関する事。 2 農地等の賃貸借及び農地の賃貸借情報に関する事。 3 農地等の和解の仲介に関する事。 4 農地等の利用関係についてのおっせん及び争議の防止に関する事。 5 農用地利用集積計画の決定に関する事。 6 利用権設定等促進事業の推進に関する事。 7 土地改良事業参加資格の認定に関する事。 8 農地対価等に関する事。 9 農業委員の選任に関する事。 10 総会及び委員に関する事。 11 職員の服務に関する事。

12 予算・決算及び会計経理に関すること。
13 公印の保管に関すること。
14 文書の收受、発送及び整理保管に関すること。
15 農業金融に関すること。
16 生前贈与及び農地関係税制に関すること。
17 諸証明に関すること。
18 行政訴訟・不服申立等に関すること。
19 委員会に係る国・道補助金及び業務委託料等に関すること。
20 委員会に関する規則、規程の制定及び改廃に関すること。
B 縮小する業務
1 農地等の交換分合に関すること。
2 国有農地等の管理、売渡しに関すること。
3 農業振興地域整備計画、国土利用計画及び都市計画等に係る土地利用の調査に関すること。
4 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託登記に関すること。
5 その他農地に関すること。
6 農業生産、農業経営及び農業者の生活に関すること。
7 農業振興に関する意見の公表及び諮問答申に関すること。
8 農業者年金に関すること。(受託業務)
9 担い手農家及び農業後継者の育成、強化に関すること。
10 農地基本台帳及び統計調査に関すること。
11 その他
C 中断する業務
1 農業及び農業者に関する広報活動に関すること。
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	議会事務局	グループ名等	
---------	-------	--------	--

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関すること
2 町議会への連絡調整に関すること
3 議員の新型インフルエンザ等の感染予防対策の啓発及び情報提供に関すること
4 議員の新型インフルエンザ等の感染状況の把握に関すること
A 一般継続業務
1 文書の收受、発送編さん及び保存に関すること。
2 公印管理に関すること。
3 議員の身分に関すること。
4 議場及び議会関係各室の管理に関すること。
5 職員の人事、給与、厚生、服務に関すること。
6 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
7 条例及び諸規程の制定改廃に関すること。
8 議事日程及び諸般の報告に関すること。
9 本会議に関すること。(一般質問を除く)
10 議案、請願、陳情に関すること。

11 議決及び議決事項の通知並びに報告に関する事 12 議員の出欠に関する事。 13 常任委員会、特別委員会に関する事。(付託事件審査に限る) 14 公聴会に関する事。 15 議会出席要求等に関する事。
B 縮小する業務
1 儀式、交際及び接遇に関する事。 2 議長会、事務局長会、議員会等の研修調査に関する事。 3 町政の調査、情報の収集に関する事。 4 議会図書の整理、保管に関する事。 5 本会議に関する事。(一般質問に限る) 6 常任委員会、特別委員会に関する事。(付託事件審査を除く) 7 会議録の調整に関する事。 8 議会広報に関する事。 9 その他議会の庶務及び議事一般に関する事。
C 中断する業務
1 議会傍聴に関する事。
D 使用中止施設
なし

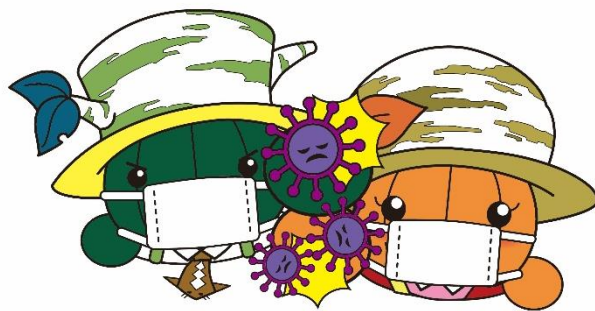
課名・機関名等	監査委員事務局	グループ名等	
---------	---------	--------	--

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
A 一般継続業務
1 定期監査(法第199条第4項の規定による監査) 2 住民の直接請求に基づく監査(法第75条第1項の規定による監査) 3 議会の要求に基づく監査(法第98条第2項の規定による監査) 4 住民監査請求に基づく監査(法第242条第1項の規定による監査) 5 例月出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査) 6 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査) 7 基金の運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査) 8 財政健全化審査(健全化法第3条第1項) 9 公営企業の経営健全化審査(健全化法第22条第1項)
B 縮小する業務
1 随時監査(法第199条第5項の規定による監査) 2 行政監査(法第199条第2項の規定による監査) 3 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項の規定による監査) 4 公金の収納又は支払い事務に関する監査(法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査) 5 町長の要求に基づく監査(法第199条第6項の規定による監査) 6 町長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項又は公企法第34条の規定による監査) 7 庶務に関する事

C 中断する業務
なし
D 使用中止施設
なし

課名・機関名等	選挙管理委員会事務局	グループ名等	
---------	------------	--------	--

S 強化・拡充業務
1 他課、グループ等の応援に関する事
A 一般継続業務
1 選挙管理委員会に関する事
2 選挙人名簿に関する事
3 選挙権資格調査に関する事
4 選挙執行に関する事
5 最高裁判所裁判官国民審査に関する事
6 他市町村の郵送による不在者投票に関する事
7 政治活動用証票の交付に関する事
8 地方自治法に基づく直接請求に関する事
9 検察審査員候補予定者の選定に関する事
10 裁判員候補予定者の選定に関する事
11 告示に関する事
12 公印の管守に関する事
B 縮小する業務
1 選挙の啓発に関する事（啓発手段の変更）
C 中断する業務
1 規程等の制定、改廃に関する事
2 明るい選挙推進協議会に関する事
3 処務に関する事
D 使用中止施設
なし



美 深 町

担当：総務課総務グループ
〒098-2252 中川郡美深町字西町 18 番地
TEL：(01656)2-1611
FAX：(01656)2-1626
E-mail：b-soumu@town.bifuka.hokkaido.jp
URL：http://www.town.bifuka.hokkaido.jp